

# 御宿町広報

編集発行  
御宿町役場

## 昭和三十一年度才三回定例町議会報告

町議会は町の意思を決定する合議制の議事機関として定められておるの決定された意思を実現する責任を有するが、所謂執行機関（町長）であるが、町長の職務権限或は議会の議決事件等々地方自治法の定めるところによるものであつて、当町の場合は年四回定例議会の開催する外急務を要するときは臨時議会をその都度開催し町の行政運営を記述して参考に供し度いと思ふ。

○当日の出席議員は二十二名（四名欠席）で次の議案が審議され、何れも原案通り決定した。

（議題）  
才一号 御宿町議会議事規則制定の件

才二号 御宿町議会議事特別委員会条例制定の件

才三号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に關する条例制定の件

才四号 議事委員の報酬及び費用弁償に關する条例制定の件

才五号 議事委員の報酬及び費用弁償に關する条例制定の件

才六号 議事委員の報酬及び費用弁償に關する条例制定の件

才七号 議事委員の報酬及び費用弁償に關する条例制定の件

才八号 議事委員の報酬及び費用弁償に關する条例制定の件

才九号 議事委員の報酬及び費用弁償に關する条例制定の件

才十号 議事委員の報酬及び費用弁償に關する条例制定の件

才十号 千葉県市町村公平委員会共同設置規約制定の件

○この規約は経費の節約をする為千葉県内の市町村が共同で公平委員会を設置しようとする規約である。

才十一号 教育委員選任につき同意を求めらるる件

○今回の地方教育行政の組織及び運営に關する法律の施行に伴い従来の教育委員は選挙の結果あらばれたのですが、町長が議会の同意を得て任命することになつたので今回提案されたもので御宿町教育委員五名を決定した。

才十二号 昭和三十一年度才入才出追加予算議決の件

○今回の追加予算額は総計六八五〇〇〇円であり御宿町の総予算は四五三〇〇〇円となつたのである。

才十三号 布施学校組合規約改正の件

○今回の制度改正により従来の規約を改正するため提案されたものである。

才十四号 昭和三十一年度御宿町才入才出決算認定の件

（要綱は財政事情にて報告しましたので省略します）

才十五号 才入才出決算高 四〇七六二七五四円

才十六号 才入才出決算低 三三八四〇五九九円

才十七号 才入才出決算差引 六九二一八五五円

（翌年度繰越）

才十八号 御宿町議会議事規則制定の件

○この条例も従来の定例会条例と大差なく年々少くとも四回は町会を開かなければならぬといふことが定められてある。

才十九号 町の境界変更の処分を知事申請する件

才二十号 町の境界変更に伴う字の名称変更の件

○この二つの議案は町合併の際に申請されたものであつたがその後に見直されたので申請すべく提案されたものである。

才二十一号 御宿町建設審議会設置条例制定の件

○この条例は今般新市町村建設促進法と言ふ法律の施行に伴い全国的に市町村の必置機関となり建設審議会とは町長の諮問機関である。

## 昭和三十一年才入才出追加予算 (総務課)

才	入			出			
	款	前回までの計	追加予算	計	款	前回までの計	追加予算
2. 地方交付税	7,678,898	85,000	7,763,898	2. 役員費	9,039,000	20,000	9,059,000
12. 市町村交付金	0	600,000	600,000	5. 教育及労働費	13,219,000	276,000	13,495,000
				6. 施設整備費	8,260,000	10,000	8,270,000
				7. 保健衛生費	483,000	50,000	533,000
				8. 産業経費	4,270,432	9,000	4,279,432
				12. 公債費	1,093,000	210,000	1,303,000
				13. 諸支出金	2,021,568	26,000	2,047,568
計	44,468,000	685,000	45,153,000	計	44,468,000	685,000	45,153,000

### 教育委員会がかわりました

去る廿四日国会に於て成立した「地方教育行政の組織及運営に關する法律」が十月一日より全面的に施行されるに当り同法が新しく本町教育委員に選任された五名が前委員と同様御支援の程をお願いいたします。

### 選挙人名簿の登録

申請はお済ですか

昭和三十一年九月十五日現在で基本選挙人名簿と海区漁業調整委員選挙人名簿を調製いたしましたので左記該当者は、必ず申請して下さい。登録漏れになりますと、選挙のとき投票できませんから為念。

☆基本選挙人名簿に登録資格のある者

日本国民にして昭和三十一年十二月二十一日以前に生れた者（満二十才以上の者）で本年六月十六日以（三ヶ月以前）から本町に住所を有する者。但し妻子等が本町に居住し申告者本人が他の市町村に居住中の者又は天災事変等によりやむを得ず本町に住所を移した者で居住期間が未だ三ヶ月に達しない者も一応申告して下さい。

☆海区漁業調整委員選挙人名簿に登録資格のある者

昭和三十一年十二月二十一日以前に生れた者（満二十才以上の者）で本町に住所又は事業場を有する者であつて一年間に九十日以上、漁船を使用する漁業を営み又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事するもの（この一年を通じて九十日以上採捕漁業若しくは採貝漁業を営み又はこれら漁業者のために採捕若しくは採貝に従事するもの）（この場合を含む）

以下基本選挙人名簿登録資格に同じ (総務課)

### 公民館だより

読めば読むほどあなたと町が豊かになる。

公民館部落文庫を是非御利用下さい。

一日一冊一円です。文庫は各部落にありますので、誰れでも気軽に利用出来ます。

### 御宿町議会議事規則制定の件

御宿町議会議事規則制定の件は、町議会の運営に關する基本となるもので、従来は地方自治法の改正で、従来区長、土木委員、衛生委員、教育委員、農業委員等町の種々の役職の方々に支給していた年間の手当が月額が日額でないといふ支給出来なくなつたのでそれに代るべき条例を制定する必要がある。

御宿町議会議事規則制定の件は、従来は町会議員には年九千円、副議長には一五〇〇〇円、議長には二〇〇〇〇円が支給されてきたが、今回の法律の改正で年報酬として支給されることは適当でないといふので月額支給する。

### みんなで赤い羽根を!!

例年の通り「赤い羽根」国民たすけ会の運動が十月一日から向う一ヶ月間を運動期間として実施されております。この恩恵を受ける一級困難者や社会福祉事業施設に收容されて居ります多くの人たちから非常に感謝されて居ります。これらは皆社会福祉の大きな役割をはたし不幸な人たちに少しでも明るい社会を築けるのも皆さんこの温かい援助の賜であります。ついでにも生活や健康に悩まされつある人々も日を迫るにつれ増加の方です。何卒救われる耳より救う耳の幸福をお祈り願います。町基金委員会が厳密に検討し公正な募金目標額を御依頼しましたから、御協力をお願いいたします。

戦没者遺族の皆さんへ  
年月が過ぎるにつれ遺族受給者の権利資格が変ることがあります。かから遺族に異動又は遺児の年令超過又は資格取得の年令に達した場合(軍属の場合)は延ばす手続する

### 夏期農業調査結果概要

去る八月一日を期して実施された夏期農業調査の結果、本町の概要は次の通りであります。

- ☆総農家数 一〇三八戸
- ☆経営面積
  - 田 三六三町八四二四歩
  - 畑 一三二町一八〇三歩
  - 計 四九六町〇二七歩
- ☆主要農機具所有台数 (内は三十年年度)
  - 電動機七四台(六七)
  - 発動機一五二台(一一九)
  - 動力脱穀機一八三台(一六五)
  - 動力耕種機一〇九台(八二)
  - 防除機具一三〇台(八)
  - 畜力用カルチベーター三台(三)
  - 動力用カルチベーター三台(三)
  - 動力用機五台(一)
- ☆農作物の収穫状況
  - 大麦 一〇七町三〇〇八歩

### 老人三八七名が大喜び

九月十五日とよりの日に敬老会。としよりの日に敬老会。九月十五日とよりの日に敬老会。講堂で町、公民館、社会部の主催で二回敬老会を開いた。た該当者七十七才以上は五〇一名ありましたが当日午前九時より十時半より齊藤社会部長の開会の辞に始まり片岡教育長の式辞、町長祝辞が読み上げられ、老人代表として浅野清八郎の謝辞が読み上げられた。続いて昭和三十一年度の結婚五十周年の老人世帯に対し千葉県知事、千葉県社会福祉協議会長殿より色紙祝賀記念品が贈呈され、主として全員に湯呑の記念品を贈り、十一時四十分で閉じた。婦人会役員さんたちの丹誠こめた御馳走を頂

いた老人さんたち笑顔で舌鼓を打ちながら中食となりました。午後一時より演芸会に移り保育園小學校、婦人会員の方々に連日続行された時和氣な演芸会。満足をされた。御力添へ下さった皆さん方には有難う御座いました。殊に婦人会の方々は早朝より接待事務まで御折衝を願いました。と重ねて厚く御礼申し上げます。



小麦	八一町六六二六歩
裸麦	四七二二歩
馬鈴薯	三町三二二歩
大豆	一五〇一七八七歩
小豆	五七九七九歩
粟	九六六二二歩
えんどう	二町六四二四歩
未成熟	一四〇〇歩
乾	六三三六歩
そらまめ	一町三二二八歩
未成熟	一五五七歩
乾	五五八四七歩
たまねぎ	一町八二〇七歩
水稲	四六〇六歩
陸稲	三三八町〇五二二歩
とうもろこし	一町〇九一〇歩
大豆	四三三町六五〇六歩
大	一町四四〇五歩
ささげ	八町九五一三歩
落花生	五町四〇一八歩
甘藷	三三町四〇一八歩

### 警察だより

交通安全を心がけてお互いに事故をなくしましょう。自動車は私どもの生活に最も大切な陸上輸送機関として目覚ましい発達を遂げ、文化の向上に大きな役割を果している。しかしながらこの自動車の発達には必然的に事故の多発を伴い、この数年特に甚しく最早や過ぎ得ない大きな社会問題となつて居る。昨年中本県に於ては、九〇〇件の交通事故のため、一七三名は生命を失ひ、三五九〇〇〇〇円の損害を出して居る。これらの原因を検討してみれば、運転車の過失は、いふまでもないが、被害者側の不注意や法令無視等無謀な交通による場合が非常に多く、一般歩行者の自覚が強く望まれております。歩く時は必ず右側を歩き、交通秩序の確立と共同に大切な生命を守るため、各位の自覚と協力をお願いいたします。尚七、八、九月中の交通事故に於ける死者は、右の通りです。

七月中			八月中			九月中		
事故件数	死者	負傷者	事故件数	死者	負傷者	事故件数	死者	負傷者
249	11	245	275	14	254	288	14	255
県内	7	8	8	6	10	9	9	9
県外	4	5	2	2	1	1	1	1

### 産米の集荷について

御宿町の昭和三十一年産米政府買上米の予約目標は八五四石で十月一日現在で一五四石を集荷いたしました。奨励金制度を最大に活用するためには一日も早く出荷する事が得策であります。尚時期別価格加算(従来の早場奨励金に相当するもの)は次の通りです。

- 十月一日までのもの 石当 八〇〇円加算
- 十月十日までのもの 石当 六〇〇円加算
- 十月二十日までのもの 石当 四〇〇円加算
- 十月末日までのもの 石当 二〇〇円加算

### 米穀の配給制度が改正になりました

十月一日より米穀の配給制度が改正になりましたので、その主な点をお知らせ致します。今までは年令別に配給量がちがつていましたが、今度の改正により子供から大人の区別なく全同一般に一人一日三六五グラムとなりました。

### 学校だより

御小運動会終了報告  
過日運動会を開催するにあたりましては一方ならぬ御尽力をいただき誠に有難うございました。お蔭様で盛大の中に終了する事が出来ました事を厚く御礼申し上げますと共に左記の通り会計を御報告申し上げます。

収入	二七〇一〇円
内訳	新町 八七九五円
	久保 四七〇五円
	六軒町 三〇三〇円
	高山田 一七六〇円
	須賀 四三三五円
	四三三五円
支出	二六七三四円
内訳	賞品代 一六四〇〇円
	花火代 一〇〇〇〇円
	レコード代 一〇五〇〇円
	運動會用具代 五九二一円
	諸雑費 一三六三円
差引	二七六六円

### 後記

○台風シーズンも平穏の内に過ぎ、豪雨による被害も幸いいたした事もなく、いよいよ本格的な秋の取入が始まり、農家はネコの手も借りたいほどのいそがしい日々が当分続く事と思われまします。

○しかし二年続きの豊作で農家の皆さんの心はきつと明るい事でしょう。こんな時こそ新生活運動を実行して、動きよ、住みよ、生活環境を作りだしていただきたいと思います。

○読書の秋に広報才二号を、おとどけます。

○秋の夜長を有効に活用する事は一生の夜長を有効に活用するかわかりません。そして又、あなたの御意見をまとめて、この広報にお寄せ下さい。